

要 望 書

現在、浪江町民の全てが福島県内及び県外に避難している状況にありますが、殆どの町民が浪江町に住所を残したままであります。

これは、一度浪江町から住所を移動すると、浪江町全域が居住困難地域で、浪江町に住所を戻すことができない為（一度だけは可）町民は郵便物の転送手続きを行い、避難先の住所に届けてもらっています。

然しながら、特に重要なものについては（クレジットカード・パスポート等）転送不可であるため、運転免許証・住民票を添付しても、現住所と異なる理由で申請できない状況にあります。

よって、早急に解決策を検討するとともに、避難住民の利便性向上を図ることを要望いたします。

平成 24 年 1 月 3 日

浪江町長 馬場 有